

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第178号

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「相当する額」の右に「(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表診療報酬の算定方法に定めがないものの項中「500」を「600」に、「1,500」を「1,800」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した証明書又は診断書に係る文書料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)